

令和8年度 水戸市下水道切替工事補助金 申請の手引き

【問合せ先】

水戸市中央1丁目4番1号
水戸市役所本庁舎6階
水戸市上下水道局 下水道部
下水道計画課 普及係
電話 029-350-8508 (直通)

目 次

1 水戸市下水道切替工事補助金制度の概要	1
(1) 補助制度の内容	1
(2) 補助の対象となる建築物	1
(3) 補助の対象となる工事（補助事業）	1
(4) 補助の対象となる方（補助対象者）	1
(5) 補助金の額	2
2 補助金申請手続きについて	2
(1) 申請にあたっての注意事項	2
(2) 補助金の交付申請	2
(3) 補助金交付決定通知書交付と工事の着手	4
(4) 交付決定後の事業内容の変更について	4
(5) 補助事業の完了報告	4
(6) 補助金額確定通知書交付	5
(7) 補助金の請求について	5
(8) 補助金の支払い	5
3 申請書類記入例	6
(1) 下水道切替工事補助金交付申請書	6
(2) 下水道切替工事補助金変更等承認申請書	7
(3) 下水道切替工事補助金事業完了報告書	8
(4) 下水道切替工事補助金請求書	9

1 水戸市下水道切替工事補助金制度の概要

(1) 補助制度の内容

水戸市では、下水道（公共下水道及び農業集落排水処理施設をいう。）への早期接続の促進を図るため、既存のくみ取便所または浄化槽を廃止して下水道へ切り替える工事を行う方に、令和7年度から工事費用の一部を補助する制度を開始しました。

対象は、下水道の供用が開始された日から3年を経過する日までに下水道へ切り替える工事を完了できる方になります。ただし、令和7年度から令和9年度までに限り、下水道の供用が開始された日から3年を経過した日の後に行う工事についても対象となります。

なお、本制度でいう下水道切替工事とは、処理区域内において市下水道へ接続していない既存建築物からの下水を流入させるための排水設備を新たに設置し下水道へ切り替える工事のことをいいます。

(2) 補助の対象となる建築物

下水道の処理区域内において下水道に接続していない既存の建築物で、専用住宅、店舗併用（兼用）住宅、貸家または集合住宅、事業所等が対象となります。

※ 申請時において、トイレや台所、洗面所など、一部の下水を既に下水道へ接続済みの建築物は対象外となります。

(3) 補助の対象となる工事（補助事業）

下水道の処理区域内において、1-(2)の建築物の下水を下水道へ切り替えるために行う下記に掲げる工事で、水戸市下水道工事指定店が施工するもの。

ア 既存のくみ取便所を水洗便所に改造し、下水道に切り替える工事

イ 既存の浄化槽を廃止し、下水道に切り替える工事

ウ ア、イと同時に行う下水を下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する工事

※ 汲み取り便槽、浄化槽を廃止する場合には、し尿や浄化槽汚泥の引き抜きに加え、浄化槽内の洗浄、消毒などの最終清掃を実施してください。

※ 工事費には、排水設備の設置に要する費用のほか、既設管、くみ取便所、浄化槽の撤去・処分に要する費用、浄化槽撤去に伴う浄化槽内の清掃・消毒費用等も含まれます。

※ 新築または建替えに伴うもの、また、官公署が行うものを除く。

(4) 補助の対象となる方（補助対象者）

補助の対象となる方は、下水道の処理区域内において既存のくみ取便所または浄化槽を廃止して下水道へ切り替える工事を行う方で、以下に掲げる要件の全てを満たす方が対象となります。

ア 下水道の供用が開始された日から3年を経過する日までに下水道へ切り替える工事で、申請年度の2月末日までに工事が完了し、完了報告書を提出できる方

イ 下水道処理区域内の建築物の所有者及び切替工事を行う建築物の所有者の同意を得た占有者の方

- ウ 市税を滞納していない方
- エ 公共下水道事業受益者負担金、公共下水道事業受益者分担金、農業集落排水事業分担金、水道料金及び下水道使用料を滞納していない方
- オ 水戸市水洗便所改造資金利子補給金の交付を受けていない方
- カ 暴力団または暴力団の構成員、暴力団の維持運営に協力または関与をするもの、その他暴力団と社会的に非難される関係を有するものでない方

(5) 補助金の額

補助事業の実施に要する経費の額の2分の1（1,000円未満の端数は切り捨て）の額で、上限額は5万円になります。

※ 先着順になります。予算の範囲内での補助となりますので、事業年度の予算に達した場合、年度途中で受付け終了となります。

2 補助金申請手続きについて

(1) 申請にあたっての注意事項

- ア 必ず工事を行う前に申請書を提出してください。
- イ 申請受付後、申請書の内容を審査し、補助金の交付が認められる場合は、補助金交付決定通知書を送付します。**交付決定通知書の日付けよりも前に行った工事は補助の対象となりません。**
- ウ 申請書の審査には2週間程度要しますので、余裕を持った工事計画をお願いします。
- オ 申請書類は、黒ボールペン（消せるボールペンは不可）で記入してください。
- カ 訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、訂正印を押して下さい（修正液・修正テープ・消しゴム等を使用して訂正することはできません。）。なお、住所・氏名・金額の訂正はできませんので、正しい内容の書類と差し替えてください。

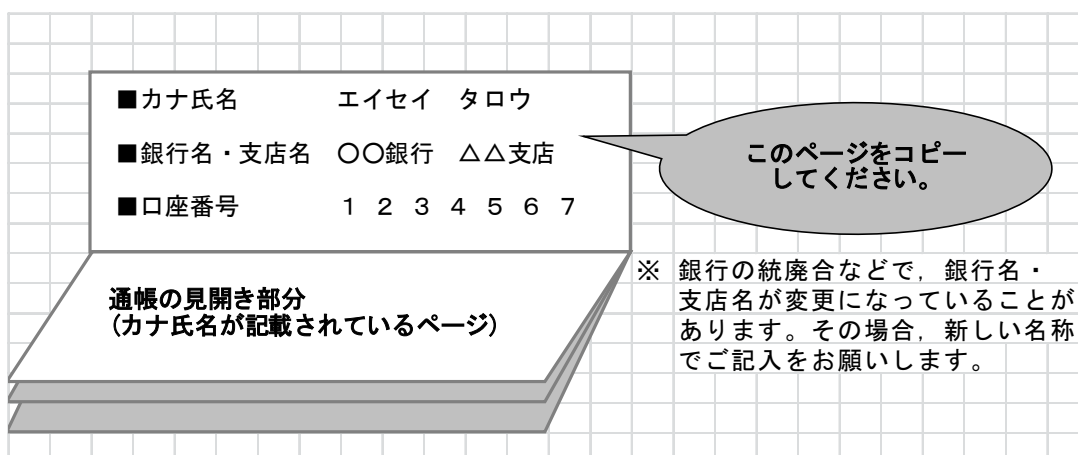
(2) 補助金の交付申請

以下の書類を準備の上、排水設備計画確認申請とあわせて下水道計画課へお申し込みください。

No.	提出書類	チェック
1	下水道切替工事補助金交付申請書（様式第1号） ・工事費は、税込額を記入してください。 ・交付申請額は、工事費の半額（上限5万円）を記入してください。	<input type="checkbox"/>
2	排水設備（新設・増設・改築）計画（変更）確認申請書の写し ・確認申請書の「水道水栓番号」の欄に番号を記入してください。	<input type="checkbox"/>
3	工事費用見積書の写し ・工事費一式とせず、切替工事の内訳が確認できる見積書の写しを添付してください。	<input type="checkbox"/>

	<ul style="list-style-type: none"> 有効期限の切れた見積書は使用できません。 「市役所申請費」等の費用の計上については、ご注意ください。 (報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うには、行政書士等の資格が必要です。) 	
4	工事着工前の現況写真 <ul style="list-style-type: none"> 切替工事施工前の汚水処理状況を以下の写真で確認します。 浄化槽・・・家屋と浄化槽の蓋を合わせて写した写真と蓋単体の写真 汲取便所・・・家屋と便所外の臭突を合わせて写した写真と臭突単体の写真 	<input type="checkbox"/>
5	市税の納税証明書（完納を証するもの） <ul style="list-style-type: none"> 市役所2階収税課、出張所、市民センター（三の丸、稲荷第一、内原を除く）等で発行しています。 工事指定店に取得を依頼する場合は、委任状が必要です。 直近の納期限後に取得した証明書を提出してください。 	<input type="checkbox"/>
6	納付状況調査確認及び提供に関する同意書（別紙） <ul style="list-style-type: none"> 下水道事業に関する負担金等に滞納がないか確認いたします。 同意書を提出する際、自署の場合は押印は省略できます。 	<input type="checkbox"/>
7	相手方登録申請書【上下水道局用】 <ul style="list-style-type: none"> 補助金の振込先となる申請者本人名義の口座を申請してください。 	<input type="checkbox"/>
8	振込先通帳の写し* <ul style="list-style-type: none"> カナ氏名、銀行名（支店名含む）及び口座番号がわかる部分の写し (ネット口座の場合は画面を印刷したもの)を添付して下さい。 	<input type="checkbox"/>
9	その他、管理者が必要と認める書類（必要に応じて）	<input type="checkbox"/>

※ 通帳の写しは下図を参考としてください。



(3) 補助金交付決定通知書交付と工事の着手

申請があった場合、申請内容を審査し交付の可否について通知します。**補助事業に係る工事の着手が可能となるのは、補助金交付決定通知書の日付以降**となります。交付決定通知書は再発行できませんので、なくさないよう大切に保管してください。

※ 審査期間として2週間程度要しますので、着工までに余裕をもった申請をお願いします。

※ 補助金に係る書類は、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間の保存義務があります。

(4) 交付決定後の事業内容の変更について

交付決定後に、事業費の変更等補助金の申請内容に変更が生じる場合、すみやかに変更等承認申請書を提出してください。

補助事業を中止する場合や期間内に完了できない場合も、変更等承認申請書による補助事業の中止（廃止）申請が必要です。

No.	提出書類	チェック
1	下水道切替工事補助金変更等承認申請書（様式第4号）	<input type="checkbox"/>
2	変更等の内容が確認できる書類（必要に応じて）	<input type="checkbox"/>
3	その他、管理者が必要と認める書類（必要に応じて）	<input type="checkbox"/>

(5) 補助事業の完了報告 【提出期限：令和9年2月26日（金）】

工事が完了しましたら、工事の完了の日から起算して30日を経過する日または令和9年2月26日（金）までに完了報告書を提出してください。期限までに完了報告書の提出がない場合、補助金の交付が受けられなくなりますので、ご注意ください。

No.	提出書類	チェック
1	下水道切替工事補助金事業完了報告書（様式第6号）	<input type="checkbox"/>
2	排水設備工事完了届の写し	<input type="checkbox"/>
3	工事費明細書及び領収書の写し ・工事費一式とせず、切替工事の内訳が確認できる明細書の作成を工事指定店に依頼してください。	<input type="checkbox"/>
4	工事写真帳（施工中及び完了後の写真） ・切替工事の施工状況が分かる写真の準備をお願いします。	<input type="checkbox"/>
5	下水道切替工事補助金請求書（様式第8号）	<input type="checkbox"/>
6	浄化槽使用廃止届出書の写し（浄化槽からの切り替えの場合）	<input type="checkbox"/>
7	その他、管理者が必要と認める書類（必要に応じて）	<input type="checkbox"/>

(6) 補助金額確定通知書交付

下水道計画課で排水設備工事の完了検査を行い、完了報告書の内容を審査した後、補助金額確定通知書を送付します。

(7) 補助金の請求について

補助金額確定通知書を受け取りましたら、補助金請求書を提出してください。

なお、請求書は市ホームページより取得の上、(5)の完了報告書と併せて提出することもできます。

No.	提出書類	チェック
1	下水道切替工事補助金請求書（様式第8号）	<input type="checkbox"/>

(8) 補助金の支払い

補助金請求書に基づき、登録口座に補助金を振り込みます。

完了検査や完了報告書の審査を行った後に振込手続きを行うため、完了報告書の提出から登録口座への振り込みまでに2か月程度を要しますので、あらかじめご承知おきください。

3 申請書類記入例

(1) 下水道切替工事補助金交付申請書

様式第1号（第5条関係）

令和〇年〇〇月〇〇日

水戸市上下水道事業管理者 様

住所（所在地）水戸市中央1丁目4番1号

氏名（名称及び代表者）〇〇 〇〇

電話 029-000-0000

下水道切替工事補助金交付申請書

押印は不要

下水道切替工事補助金の交付を受けたいので、水戸市下水道切替工事補助金交付要項第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

工 事 場 所	水戸市〇〇町〇〇
工 事 費	*****円
交 付 申 請 額	*****円 (上限5万円)
施 工 業 者 (水戸市下水道 工事指定店)	住 所 (所在地) 〇〇市〇〇町△△ 氏 名 (名称及び代表者) 〇〇
着 工 及 び 完 了 予 定 年 月 日	令和〇年〇〇月〇〇日 着工 令和〇年〇〇月〇〇日 完了

補助事業費（税込）の
額を記入

補助事業費の2分の1の額を記入
ただし上限は5万円

工事指定店を記入

補助事業費の着工及び
完了予定日を記入

添付書類

- (1) 排水設備（新設・増設・改築）計画（変更）確認申請書の写し（水戸市公共下水道条例施行規程（平成31年水戸市下水道規程第1号。以下「公共下水道施行規程」という。）第22条第1項に規定する様式第15号又は水戸市農業集落排水処理施設条例施行規程（令和5年水戸市上下水道局規程第15号。以下「農集施行規程」という。）第3条第1項に規定する様式第1号）
- (2) 補助事業に係る見積書（見積りの明細が分かるもの）の写し
- (3) 補助事業着工前の現況写真
- (4) 市税の納税証明書（完納を証するもの）
- (5) 納付状況調査確認及び提供に関する同意書（別紙）

(2) 下水道切替工事補助金変更等承認申請書

様式第4号（第8条関係）

令和〇年〇〇月〇〇日

水戸市上下水道事業管理者 様

申請後に交付された「交付決定通知書」
の番号、日付を記入

住所（所在地） **水戸市中央1丁目4番1号**

氏名（名称及び代表者） **〇〇 〇〇**

電話 **029-000-0000**

下水道切替工事補助金変更等承認申請書

押印は不要

令和〇年〇〇月〇〇日付け下計第〇〇号で交付の決定の通知を受けた下水道切替工事補助金について、下記のとおり申請内容の変更等をしたいため、水戸市下水道切替工事補助金交付要項第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更等の内容

補助事業の中止

2 変更等の理由

切替工事の計画がなくなったため。

変更の内容に応じて、添付資料が必要な場合があります。

(3) 下水道切替工事補助金事業完了報告書

様式第6号（第9条関係）

令和〇年〇〇月〇〇日

水戸市上下水道事業管理者 様

住所（所在地）**水戸市中央1丁目4番1号**

氏名（名称及び代表者）〇〇 〇〇

電話 **029-000-0000**

申請後に交付された「交付決定通知書」
の番号、日付を記入

下水道切替工事補助金事業完了報告書

押印は不要

令和〇年〇〇月〇〇日付け下計第〇〇号で交付の決定の通知を受けた下水道切替工事補助金について、補助事業が完了したので、水戸市下水道切替工事補助金交付要項第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 設置場所 水戸市

3 補助事業の実施に要した費用 円

4 施工業者 住 所（所在地）
氏 名（名称及び代表者）

補助事業の完了した日を記入

補助事業に変更がなければ
申請書と同額を記入

工事指定店を記入

添付書類

- (1) 排水設備工事完了届の写し（公共下水道施行規程第23条第2項に規定する様式第18号又は農集施行規程第4条に規定する様式第3号）
- (2) 工事費明細書及び領収書の写し
- (3) 工事写真帳（施工中及び完成後の写真）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、水戸市上下水道事業管理者が必要と認める書類

(4) 下水道切替工事補助金請求書

様式第8号（第11条関係）

令和〇年〇〇月〇〇日

水戸市上下水道事業管理者 様

住所（所在地） 水戸市中央1丁目4番1号

氏名（名称及び代表者） 〇〇 〇〇

電話 029-000-0000

完了報告書提出後に交付された「補助金額確定通知書」の番号，日付を記入

押印は不要

下水道切替工事補助金請求書

令和〇年〇〇月〇〇日付け下計第〇〇号で額の確定の通知を受けた下水道切替工事補助金について，交付を受けたいので，水戸市下水道切替工事補助金交付要項第11条の規定により下記のとおり請求します。

「補助金額確定通知書」で確定した交付確定額を記入

記

補助金申請時に登録申請した，申請者の口座情報を記入

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	〇〇銀行 △△支店
口座種類	普通（当座）
口座番号	*****
フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇〇
口座名義	〇〇 〇〇